

お客様各位



大阪堂島商品取引所の『東京コメ』取引要綱等の変更及び受託契約準則変更について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、大阪堂島商品取引所より、東京コメについて取引要綱の変更、並びに東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所より受託契約準則の変更を決定したとの通知がございましたので、主な変更点を下記のとおりお知らせ致します。

敬具

記

主な変更点

○立会時間について、現在『東京コメ』は各節0分、その他の商品を10分からの開始としておりますが、平成26年4月1日より、各節0分から『東京コメ』『大阪コメ』『とうもろこし』などの順で連続して行います。

適用(平成26年4月1日から)

場節	立会時刻	立会順序
前場	第1節 9:00～	東京コメ→大阪コメ→とうもろこし→米国産大豆→小豆
	第2節 10:00～	東京コメ→大阪コメ→とうもろこし→コーン75指数→冷凍えび→粗糖
	第3節 11:00～	東京コメ→大阪コメ→とうもろこし
後場	第1節 13:00～	東京コメ→大阪コメ→とうもろこし→小豆
	第2節 14:00～	東京コメ→大阪コメ→とうもろこし→コーン75指数→冷凍えび→粗糖
	第3節 15:00～	東京コメ→大阪コメ→とうもろこし→米国産大豆→小豆

○『東京コメ』の取引単位を受渡単位と同一のものに揃え、1枚(12,000kg)に変更されます。これに伴いまして、弊社委託手数料も片道3,000円(税抜)から片道6,000円(税抜)に変更致します。

適用開始限月 平成26年10月限(新甫発会日 平成26年4月21日)

限月	取引単位	受渡単位	委託手数料(消費税8%込)
平成26年10月限～	1枚(12,000kg)	1枚(12,000kg)	片道6,000円(6,480円)

『大阪コメ』はこれまで通り取引単位及び受渡単位ともに1枚(3,000kg)と変更ございません。

受託契約準則の変更

東京商品取引所 関係

(委託者等からの事前通知)

第5条 (5) 非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。以下同じ。)である委託者(第3項に掲げる者を除く。)……以下現行通り

(取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期)

第11条 委託者は、委託に係る取引が成立した場合において、受入証拠金の総額が委託者証拠金を下回っているときは、預り証拠金のうち金銭の額が委託者の現金支払予定額を下回っているときは、総額の不足額又は現金不足額のいずれか大きい額以上の額を取引証拠金として該当不足額が発生した日(清算機構が定める計算区域毎の日をいう。)の翌営業日(委託者が非居住者である場合は、当該不足額が発生した日の翌々営業日)正午までの受託取引参加者が指定する日時までに、受託取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。この場合において、現金不足額に相当する額の取引証拠金は、充用有価証券等及び充用外貨をもって充てることができないものとする。

(取引証拠金の追加差し入れ又は追加預託)

第11条の2 受託取引参加者は、委託者に総額の不足額又は現金不足額が生じた場合には、いずれか大きい額以上の額を取引証拠金として、当該委託者から当該不足額が発生した日(清算機構が定める計算区域毎の日をいう。)の翌営業日(委託者が非居住者である場合は、当該不足額が発生した日の翌々営業日)正午までの受託取引参加者が指定する日時までに差し入れ又は預託させなければならない。この場合において、現金不足額に相当する額の取引証拠金は、充用有価証券等及び充用外貨をもって充てさせることができないものとする。

大阪堂島商品取引所 関係

(米穀の受渡による決済の特例)

第42条2 委託者は、本所の定める取引受渡証拠金を、当該受渡しが決めた日の午後3時までに受託会員に差し入れるものとする。

5 委託者は、受渡日の前営業日の午後4時までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券(業務規程第88条の38及び第88条の39に定める受渡しにあつては合意した受渡書類。以下この条において同じ)を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る受渡代金及び当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託会員に差し入れるものとする。

ご不明な点がございましたら、営業担当又は、管理部(小谷・椎野)までお気軽にお問い合わせ下さい。今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、なにとぞ宜しくお願い申し上げます。